

「アシノナピル」「テトラニリプロール」「ランコトリオンナトリウム塩」及び「モネパンテル」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添 1 のとおりである。また、評価依頼が 2 回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添 2 のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

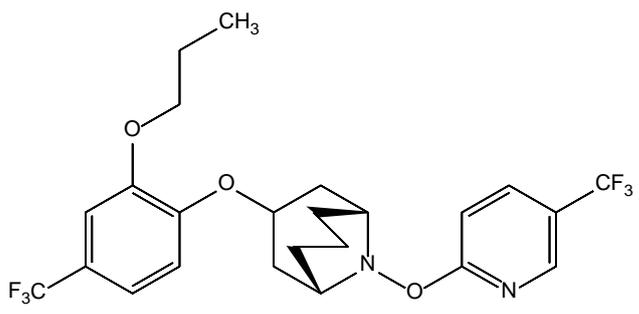
1. アシノナピル（農薬）
2. テトラニリプロール（農薬）
3. ランコトリオンナトリウム塩（農薬）
4. モネパンテル（動物用医薬品）

アシノナピル

1. 今回の諮問の経緯

・平成29年7月4日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく農薬登録申請」に伴う基準値設定要請及び「魚介類」への基準値設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	アシノナピル (Acynonapyr)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	抑制性グルタミン酸受容体に作用し、神経伝達を攪乱することで行動異常を引き起こすことで殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。 今回、みかん、りんご、茶等への新規申請 使用方法：散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド基準：基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

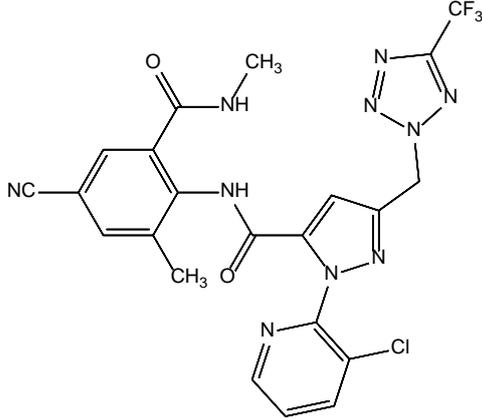
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

テトラニリプロール

1. 今回の諮問の経緯

・平成29年8月14日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく農薬登録申請」に伴う基準値設定要請及び「魚介類」への基準値設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	テトラニリプロール(Tetraniliprole)	
構造式	 <p>The chemical structure of Tetraniliprole is shown. It consists of a central benzimidazole ring system. One nitrogen of the benzimidazole is substituted with a 2-chloropyridin-5-yl group. The other nitrogen is substituted with a 2-(4-cyano-3-methylphenyl)acetamido group. A 1-(trifluoromethyl)-1H-1,2,4-triazol-4-ylmethyl group is attached to the 2-position of the benzimidazole ring.</p>	
用途	殺虫剤	
作用機構	筋小胞体のリアノジン受容体に作用し、カルシウムイオン放出による異常な筋収縮を引き起こすことで殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	<p>農薬登録されていない。 今回、米、大豆、トマト等への新規申請 使用方法: 散布等</p>	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド基準: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ランコトリオンナトリウム塩

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成29年8月14日、農林水産省からの農薬取締法に基づく農薬登録申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ランコトリオンナトリウム塩 (Lancotrione)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	トリケトン系の除草剤である。植物の根部、基部および茎葉部より速やかに吸収され生長点へ移行し、展開葉を白化させ、生育を抑制することにより除草効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。 今回、米への新規申請 使用方法：湛水散布	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド基準：基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

モネパンテル

1. 今回の諮問の経緯

- 平成29年9月7日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第 0205001 号)に基づくインポートトレランスによる残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	モネパンテル(Monepantel)	
構造式		
用途	寄生虫駆除剤	
作用機構	線虫に特異的なニコチン型アセチルコリン受容体と結合することにより、虫体を麻痺させると考えられている。	
日本における登録状況	【動物用医薬品】 承認されていない。	
国際機関、海外での状況	JECFA	ADI= 0.02 mg/kg 体重/day (2013)
	国際基準	羊
	諸外国	EU 基準:牛、羊、山羊 豪州 基準:羊 ニュージーランド基準:牛、羊、山羊 米国、カナダ:基準なし
	インポートトレランス要請:牛(EU)	
食品安全委員会での評価等	平成 21 年 3 月 3 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 22 年 9 月 9 日 食品健康影響評価 受理 ADI = 0.001 mg/kg 体重/day	

JECFA:FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

(別添2)

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【モネパンテル】

- ・泌乳羊における経口投与による薬物動態試験
- ・牛における経口投与による薬物動態試験
- ・牛における経口投与による肝臓中の代謝物の同定試験
- ・ラット、牛、羊の肝細胞における薬物動態試験
- ・泌乳羊における残留試験
- ・牛における残留試験